

1、多度津町生活支援ハウス居住部門入居利用者負担基準

収入に応じて入居利用料が定められています。（0～50,000円）

2、光熱水費の実費

光熱水費の実費については、利用者が負担するものとします。

3、その他

入居利用上必要とされる共益的費用（管理運営費）については、利用者が負担するものとします。

給食をご希望の方は別料金にて配食いたします。